

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	良好な生活環境の確保	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	石崎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	生活環境審査会運営費（28-01-02-03）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 21 年度	根拠法令等	荒川区良好な生活環境の確保に関する条例		
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	健康で快適な生活環境を守るため、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、条例により、問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにすることにより、区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。				
対象者等	区・区民・事業者等				
内容	<p>・区は「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行した。この条例は、区民等に対し、健康で快適な生活を阻害する行為の防止について必要な事項を定めたものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">条例の適用の流れ</p> <p>被害が発生している周辺住民からの申出 ↓ 区が実態調査し、必要がある場合には、荒川区生活環境審査会の意見を聴いた上で立ち入り調査を行う 立ち入り調査の拒否、虚偽の回答等をした時は罰金 ↓ 実態調査や立ち入り調査の結果、区が周辺住民の生活環境に係る被害を防止する必要があると判断したとき、勧告を行う ↓ 勧告に従わない時は、期限を定めて命令を出すために審査会意見を聴く ↓ 期限を定めて命令をだす。命令に違反した時は、警察に告発する</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>給餌による不良状態の禁止 自ら所有せず、かつ、占有しない動物に給餌することにより不良状態を生じさせることを禁止する。 給餌による不良状態とは、次の三つの条件がそろった状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に係る被害が生じていること ・複数の住民から苦情の申出があること ・周辺住民の間で被害の発生が共通認識になっていること <p>廃棄物等による不良状態の禁止 土地または建築物を所有し、占有し、または管理する物は、その土地等を廃棄物等により不良状態にすることを禁止する。</p> </div> </div>				
経過	平成21年4月1日「良好な生活環境の確保に関する条例」を施行 条例に基づく「生活環境審査会」を設置				
必要性	本条例は、地域における良好な生活環境を守るためのもので、地域の要望に基づき、これまで規定のなかった迷惑行為を明文化し、問題の抑止効果を期待するとともに、解決に向けた道筋を示したものであり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額			1,175	663	106	280	280	
決算額（25年度は見込み）			327	104	0	0	280	
人件費等			2,158	3,017	2,964	2,891		
減価償却費				1,598	1,089	1,129		
【事務分担量】（%）			30	30	35	45		
合計（ + + ）	0	0	2,485	4,719	4,053	4,020	280	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	2,485	4,719	4,053	4,020	280	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	生活環境審査会			1回	1回	0回	0回	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委員報酬	審査会委員報酬	0	審査会委員報酬	0	審査会委員報酬	203
特別旅費	委員会出席者旅費	0	委員会出席者旅費	0	委員会出席者旅費	6	
食糧費	審査会賄い（お茶等）	0	審査会賄い（お茶等）	0	審査会賄い（お茶等）	2	
役務費	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	0	会議テープ反訳	69	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標							

（問題点・課題）	健康で快適な生活環境を守るため、「良好な生活環境の確保に関する条例」を制定し、平成21年4月より施行となった。この条例の運用等による迷惑行為の解決が課題である。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
迷惑行為への対応は、環境清掃部だけでなく、区民生活部、福祉部、防災都市づくり部、保健所等と問題を共有化し、連携して解決を図っていく。	引き続き、問題を共有し、早期解決を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民の健康で快適な生活環境を守るための重要な取り組みである。

議会議決要旨	20年3定 条例（案）を提出し、可決 21年2定 進捗状況について質問
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	まちの環境美化推進事業		部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
			担当者名	石崎	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	まちの環境美化推進費（28-01-03-03）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	荒川区まちの環境美化条例	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]				
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]				
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]				
目的	「荒川区まちの環境美化条例」に基づき、区・区民・事業者および団体が相互に協力し合い、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標に、環境美化活動を実践し、清潔で美しい荒川区をつくり、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	区民・事業者及び団体等					
内容	<p>地域の美化活動支援：区民が主体的に行う美化活動に対し、職員の派遣・清掃用具の貸与等を支援</p> <p>モデル地域の指定：まちの美化の推進が特に必要な地域を「環境美化推進モデル地域」として指定し、活動を支援</p> <p>区役所周辺の美化活動：区職員による区役所周辺の美化活動を実施（年間6回）</p> <p>荒川区環境美化の日(5月30日)：関係団体との協力を得て、一斉清掃活動を実施</p> <p>区内主要駅周辺でのキャンペーン活動：まちの環境美化についての普及・啓発活動及び美化活動の実施</p> <p>歩きたばこの禁止：マナーアップ指導員・路面表示ステッカー等による啓発、駅前の歩行喫煙実態調査の実施、ポイ捨て・歩きたばこ禁止看板の設置、ポスター・横断幕・のぼり等による周知（自転車乗車中の喫煙も禁止）</p> <p>主要駅周辺路上喫煙禁止：南千住・町屋・日暮里・西日暮里・三河島・新三河島駅周辺において、指定地域内の路上喫煙を啓発指導員のパトロールのもと禁止を指導 ポスター・チラシ・横断幕等による周知</p> <p>* 美化の推進を重点的に実施するため、条例で定めた荒川区環境美化の日(5月30日)の前後に、環境美化推進期間(5月15日～6月14日)を設け、美化推進ポスターの掲示・キャンペーン等を実施</p>					
経過	平成8年10月「荒川区まちの環境美化条例」制定、平成9年4月同条例施行、平成9年4月から普及・啓発活動・活動支援を実施している。平成20年12月に条例を一部改正し、指定地区内での路上喫煙禁止などを盛り込んだ。改正条例は平成21年6月に施行した。平成25年3月には、路上喫煙禁止地区のうち、南千住駅・日暮里駅で地区の見直し（拡大）を行った。 「環境美化推進モデル地域」の指定：平成15年3月町屋地域、平成15年9月日暮里地域、平成16年6月藍染川通り地域、平成17年2月南千住東部地域、平成17年5月原町会地域（現在5地域で指定済み）					
必要性	荒川区まちの環境美化条例に基づき、「わがまちはわが手で美しくする」ことを目標として清潔で美しい荒川区をつくり維持していくためには、環境美化活動の普及・啓発・活動支援を実施する必要がある。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区民（町会等）、事業所、区職員とが連携してたばこのポイ捨て禁止及び歩きたばこ禁止等の啓発活動を行っている。今年度からは、喫煙禁止啓発指導員について、警備会社に業務委託を行い実施している。また、指導の範囲も路上喫煙禁止地区以外にも一部地域を拡大して行っている。					

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		予算額	2,651	2,906	13,727	12,625	9,037	8,588
	決算額（25年度は見込み）	1,564	1,901	11,459	9,721	8,926	8,168	7,899
	人件費等		10,107	9,081	11,493	10,859	13,759	
	減価償却費				4,503	4,510	5,970	
	【事務分担量】（%）		130	125	142	145	185	
	合計（+ +）	1,564	12,008	20,540	25,717	24,295	27,897	7,899
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			6,063	6,105	0	5,088	5,015
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,564	12,008	14,477	19,612	24,295	3,080	2,884
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	美化大賞受賞者数（個人）	15	15	14	11			
	美化大賞受賞者数（団体）	8	12	5	6			

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費			美化推進協議会	0	美化推進協議会	6
	一般需用費	歩きたばこ対策	699	歩きたばこ対策	857	歩きたばこ対策	1,041
	役務費	ポスター広告掲載料	196	ポスター広告掲載料	196	ポスター広告掲載料	276
	委託料	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	8,026	路上喫煙禁止啓発指導業務委託	7,110	街の環境美化マナーアップ業務委託	6,571
	使用料及び賃借料	三河島駅土地賃借料	5	三河島駅土地賃借料	5	三河島駅土地賃借料	5
	手数料						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	環境美化推進期間の参加者数	1,927	1,117		1,800	2,000	環境美化推進期間活動参加者数
	歩行喫煙率（職員による調査）（％）	0.31	0.23	0.1	0.08	0.05	歩行喫煙者数 ÷ 歩行者 × 100

問題点・課題 (指標分析)	1 昨年度は路上喫煙禁止地区の指定区域の見直しを行った。今後は、禁止地区のあり方や新しい地区指定についての検討が必要である。
	2 歩きたばこ、自転車乗車中の喫煙、駅周辺の路上喫煙はゼロになることはないのが現実である。条例を周知し、順守してもらうための効果的な方策を行うことが必要である。
	3 喫煙問題に関係する部署や区民、事業者、団体等と連携した事業展開が必要である。
他区の実況	(実施 23 区 未実施 0 区) 条例の制定 23区

問題点・課題の改善策	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
キャンペーンの方法について、新しい手法の検討を行う。	引き続き、効果的な方法の検討を行う。
路上喫煙、歩きたばこ、自転車乗車中の喫煙の削減にむけ、区報・ホームページの他、目につき易い場所へ条例周知のポスター等を掲示する。	引き続き、効果的な場所や掲示物を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区・区民・事業者及び団体が相互に協力し合い、清潔で美しい荒川区をつくる取組みは重要である。

議会質問状況 (要旨)	H16二定 「歩きたばこ防止」対策（罰則規定）について
	H20四定 「荒川区まちの環境美化条例」一部改正(12月17日公布)において罰則規定を設ける意見あり(3年後再検討すること了承)
	H23決特 「改正後もうすぐ3年たつが、罰則適用の検討は？（懲罰規定を盛り込むのは区としてふさわしくないと思う）」

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	公害規制	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	石坂	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	公害規制費（28-01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業	（25年度	24年度）	建設事業	それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	44年度	根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
終期設定	有	無	年度	法令等	等
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	環境確保条例及びその他の関係法令に基づき、公害の発生源に対して必要な規制・指導を行うとともに、事業活動その他の人の活動により発生する公害苦情に対して、相談業務・指導を行うことにより、区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。				
対象者等	区民、事業者等				
内容	<p>1 工場認可、その他の届出の処理 工場あるいは指定作業場を設置する時は、事前に工場認可申請あるいは指定作業場設置届出を行うことが必要である。 また、「特定建設作業の届出」等の事務処理を行う。</p> <p>2 公害発生源に対する規制・指導 公害発生源者に対して規制基準の遵守や公害除去対策の指導・誘導を行う。</p> <p>3 公害苦情の処理 公害発生に伴う苦情申立により、公害発生源の調査を行い、公害発生源者に「環境確保条例」等に基づき指導を行う。</p> <p>4 公害発生源の調査 2および3に関連して、公害発生源調査を行う。</p>				
経過	<p>昭和44年4月「公害課発足」、同年7月「東京都公害防止条例」公布。 昭和45年4月「東京都公害防止条例」施行。（知事権限の一部事務が区長に委任される） 平成13年4月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」施行。 平成15年4月 東京都から、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の事務が区に移譲される。 平成22年3月 東京都土壌汚染対策指針制定 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行 平成24年6月「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」改正（最新改正）</p>				
必要性	騒音・振動・悪臭等の公害苦情に対し、公害発生源者に対する調査・改善指導を行うことにより、区民の健康・安全・快適な生活環境を確保することにつながるために、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,076	1,149	875	686	5,112	888	985	
決算額（25年度は見込み）	976	900	619	213	4,903	343	985	
人件費等	44,710	33,715	30,663	23,858	23,290	20,880		
減価償却費						9,132		
【事務分担量】（%）	645	455	415	277	275	283		
合計（+）	45,686	34,615	31,282	24,071	28,193	30,355	985	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	121	134	119	68	99			
一般財源	45,565	34,481	31,163	24,003	28,094	343	985	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	工場認可件数	16	14	8	8	12	10	
	工場等現場立入調査回数	451	201	242	306	251	430	
	公害発生に対する苦情件数	212	230	165	107	93	86	
	各種届出受付件数	700	496	538	571	521	599	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	公害規制用消耗品	277	公害規制用消耗品	212	公害規制用消耗品	151
一般需用費	測定機器修繕	0	測定機器修繕	0	測定機器修繕	60	
役務費			公害防止管理者講習	39	公害防止管理者講習等	87	
委託料	測定機器法定点検	54	測定機器法定点検	92	測定機器法定点検	249	
	悪臭・有害ガス調査	292	悪臭・有害ガス調査	0	悪臭・有害ガス調査	438	
	放射線測定	3,981					
備品購入費	二オイセンサー	299					

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	全苦情に対する完結率（％）		72 (67/93)	94 (81/86)	97	100	苦情の再度申立が無いこと
	長期化した苦情案件の解決数（件）		0	1	1	3	現在4件ある案件全てを、今後5年間で解決することを目指す

（問題点・課題）	<p>最近の苦情相談では、法令等で単純に規制できない内容のものがある。 例：マンション等同一建物内の騒音など生活騒音に関する苦情など。 また、工場の苦情解決が長期化している案件がある。 工場認可申請に関する工事完成届の提出率が低い。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
上記の諸問題に対応するため、担当者のスキルアップを図る。公害防止管理者資格の取得や接遇研修等の研修に参加する機会を増やす。	引き続き、土壌汚染対策や大気汚染防止に関する研修会や講習会への参加を積極的に行う。
工場に対する立ち入り回数を増やす等、指導を強化することで、公害防止の更なる徹底を図る。	引き続き工場に対する指導を積極的に行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	区民の健康と安全を守るため、公害の発生原因や、苦情の背景を分析し、関係部と連携して早急に課題解決を図る必要がある。

（重要質問）	平成25年1月建設環境委員会 解体工事現場に対する新たな基準の考え方について。
--------	---

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	大気汚染対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	谷本	内線	483
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	大気汚染対策費（28-01-06-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	45 年度	根拠	環境基本法、大気汚染防止法、東京都環境確保	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例、ダイオキシン類対策特別措置法	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の健康を守るため、区内の大気汚染状況を把握する。 ・光化学スモッグ注意報の発令などがあった場合は、区民に周知して被害の発生を未然に防止する。 ・光化学オキシダントや浮遊粒子状物質などの大気汚染物質及び温室効果ガスの削減に向け、区公用車において低公害車の導入推進の契機となるよう、保有状況調査を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区民 ・自動車を保有・管理している各所管課 				
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染状況の把握（都の大気汚染常時測定局の測定データを収集し、区内の大気汚染状況を把握する。） 測定項目：光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄など9項目 区内の測定地点：第六瑞光小学校屋上 2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 調査項目：浮遊粉じん、鉄、亜鉛、鉛、発がん性物質の多環芳香族炭化水素など11項目、年6回 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 3 酸性雨調査（一雨ごとに調査） 調査項目：降雨量、水素イオン濃度、導電率の3項目（塩素イオン、硝酸イオン、硫酸イオンは平成21年度もって中止した。） 調査地点：がん予防・健康づくりセンター屋上 4 眺望調査（大気汚染状況の把握のために、土・日・休日を除く毎朝調査している。） 調査対象：富士山、筑波山など、遠近7カ所を対象 調査地点：区役所本庁舎 5 光化学スモッグ対策 光化学スモッグ情報などの発令・解除があった場合は、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置要領」に基づき、区内全域に対しては防災無線やツイッターなどで、保育園や幼稚園・小中学校に対してはファクシミリで通報することにより、被害の発生を未然に防ぐ。 6 区公用車の低公害車導入率調査及びその啓発。 7 ダイオキシン類の情報収集。 				
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染状況の把握 区独自の窒素酸化物測定局を尾久区民事務所に設けていたが、H9年度末に廃止 2 浮遊粉じん及び金属成分等調査 S46～6カ所（直営）、H5～3カ所（委託）、H12～1カ所（委託） 3 酸性雨調査 H6～ 4 眺望調査 H8～ 5 光化学スモッグ対策 注意報などに関する都から区への情報提供方法が、H10～同時通報無線 同時通報FAXに変わった。区内学校などへの学校情報は、H14～都の直接提供 都から区を通じての情報提供に変わった。 				
必要性	区民の健康を守るため、大気の状態を定期的な調査により把握し、区民に周知するなど事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 1 大気汚染状況の把握、2 浮遊粉じん及び金属成分等調査は委託で実施した。（24年度委託料299千円 年6回） 3 酸性雨調査（非常勤）、4 眺望調査（非常勤）、5 光化学スモッグ対策（非常勤） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,440	1,214	1,213	959	377	503	511	
決算額（25年度は見込み）	1,015	804	1,046	585	377	330	511	
人件費等	6,770	5,333	2,443	1,988	1,937	4,887		
減価償却費				1,743	1,555	3,969		
【事務分担量】（%）	115	95	75	50	50	123		
合計（+ +）	7,785	6,137	3,489	4,316	3,869	9,186	511	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	7,785	6,137	3,489	4,316	3,869	330	511	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	浮遊粉じん・酸性雨・眺望調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	光化学スモッグ対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用器具及び薬品	78	調査用器具及び薬品	31	調査用器具及び薬品	57
	一般需用費	物品等修繕	0	物品修繕	0	物品修繕	30
	委託料	浮遊粉じん等調査委託	299	浮遊粉じん等調査委託	299	浮遊粉じん等調査委託	424

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	環境基準達成状況 （光化学オキシダントOx）	×	×	×			：環境基準達成 ×：環境基準未達成
	東京都実施VOC排出量削減対策事業の事業者への周知件数			未実施	20	50	東京都が実施するセミナー、アドバイザー派遣等の排出量削減対策事業
	低公害車導入率（％）	88.3	88.1	91.5	94.8	96.6	区が管理、保有する低公害車の導入率

（問題点・課題） （指標分析）	<p>・大気汚染物質の環境基準達成状況をみると、光化学オキシダントのみ達成できていない。光化学オキシダントの主要な原因物質の一つとして、工場等から排出される揮発性有機化合物（VOC）が挙げられる。大気環境の改善を図るためVOCの排出量削減は重要課題である。</p> <p>・大気汚染の主要原因の一つとして自動車の排出ガスがある。より良い大気環境を目指すために一層の低公害車の導入促進や自動車の適正利用などの啓発を行う必要がある。</p>						
	他区の実況	<p>（実施区 未実施区）</p> <p>・区独自の大気汚染常時監視局設置 実施 19区 未実施 3区 荒川区は実施なし（H9年度廃止）</p> <p>・粉じん中の重金属調査 実施 7区 未実施 15区 荒川区は実施</p> <p>・酸性雨調査 実施 5区 未実施 17区 荒川区は実施</p>					

問題点・課題の改善策	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
VOC取扱量の多い事業者に対して、東京都が実施しているVOC排出量抑制のための啓発事業（セミナー、技術ガイド、アドバイザー派遣等）を周知し活用を促す。	25年度の実績を踏まえて、対象事業者の拡大を検討する。
低公害車の利用と導入促進を図る。	継続的に実施する。
大気調査の結果を、分かりやすく興味を引く情報提供をする。	継続的に実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	継続して環境調査を行い、大気汚染状況の経年の把握をする必要がある。

議 会 質 問 状 況	・ H 1 9 三 定 都 内 の 大 気 測 定 局 数 に つ い て
-------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	水質汚濁対策	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	菊嶋	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	水質汚濁対策費(28-01-07-01)				
事務事業の種類	新規事業	（ 25年度 24年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	46 年度	根拠	環境基本法、水質汚濁防止法、隅田川水系浄化対策連絡協議会規約	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の健康を保護し、環境保全の意欲と増進を図るため、公共用水域（隅田川）の水質状況を調査・把握する。隅田川の流域9区による水質浄化や水辺環境保全に向けた合同水質調査や啓発を行う。				
対象者等	隅田川水系周辺に居住する住民				
内容	<p>1 隅田川の水質調査 調査項目：水素イオン濃度、溶存酸素、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、塩化物イオンなど 調査地点：尾竹橋・年12回、小台橋・年2回 平成24年度の尾竹橋における調査結果は、溶存酸素の環境基準達成率58%（7/12）、生物化学的酸素要求量の環境基準達成率100%（12/12）であった。</p> <p>2 隅田川の底質調査（環境基準はない） 調査項目：鉛、砒素、総水銀、ポリ塩化ビフェニルなど16項目 調査地点：尾竹橋・年1回</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 本協議会は、隅田川とその支川である新河岸川、石神井川、白子川流域自治体（荒川、中央、台東、墨田、江東、北、板橋、練馬、足立の9区）が合同で、隅田川水系水質浄化及び水辺環境向上を目的に活動している。活動内容は、合同水質調査（年2回）、合同視察、情報交換などである。</p>				
経過	<p>1 隅田川の水質調査 白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各12回の調査を実施していたが、平成10年度から2地点（尾竹橋、小台橋）、年12+2回に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>2 隅田川の底質調査 平成2年度に白鬚橋、尾竹橋、小台橋の3地点について、年に各1回で調査開始したが、平成10年度から尾竹橋1地点に変更した。以前は直営で行っていたが、平成5年度から委託で調査している。</p> <p>3 隅田川水系浄化対策連絡協議会 流域9区の相互協力により昭和53年度に発足し、以降、毎年活動を実施している。</p>				
必要性	区民の健康を守り、隅田川の水質浄化及び水辺環境向上及び環境保全への意欲の増進のため、調査など事業の継続が必要である。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託により実施（委託料：399千円）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	1,431	1,155	679	786	262	265	443	
決算額（25年度は見込み）	681	855	593	476	248	241	443	
人件費等	4,758	4,723	3,258	3,136	2,813	3,674		
減価償却費				1,307	1,244	2,194		
【事務分担量】（%）	70	70	60	38	40	68		
合計（+ +）	5,439	5,578	3,851	4,919	4,305	6,109	443	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,439	5,578	3,851	4,919	4,305	241	443	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	隅田川水質調査 尾竹橋水質・底質	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回	12回・1回
	小台橋 水質	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	計 水質・底質	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回	14回・1回

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	食糧費			隅田川協議会賄い	7		
	消耗品費	水質調査用消耗品	29	水質調査用消耗品	16	水質調査用消耗品	44
	委託料	水質検査分析委託	219	水質検査分析委託	218	水質検査分析委託	399

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	尾竹橋での生物化学的酸素要求量(BOD)75%水質値達成状況	(3.7)	(3.9)	(3.2)			: 5.0以下 × : 5.1以上
							75%水質値 各月のデータを水質の良いものから12個並べたとき、水質の良い方から9番目の値

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 隅田川の水質は改善されてきているが、近年は横ばいの状況にある。水質調査の結果を速やかに区民へ周知し、隅田川の水質に関心を持ってもらうことで、区民の環境に対する意識を高めるとともに、環境に配慮した行動につなげていく必要がある。 隅田川水系浄化対策連絡協議会は、昭和53年度に発足し35年経過した。要請行動は、平成16年度より行っていないが、各区が連携をとりながら、今後も地道な活動を継続していく必要がある。
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区） 河川等水質の定期測定 荒川区は月に1回実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	継続的に水質調査を実施し、調査結果を分かりやすく興味を引くように情報提供をする。	引き続き水質調査を実施し、周知方法等の検討をする。
	隅田川水系浄化対策連絡協議会9区による勉強会などを通じ、連携をはかる。	引き続き隅田川水系浄化対策連絡協議会を開催し、新たな課題について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	隅田川で繋がる他自治体と連携し、継続的な河川の水質調査をもとに、良好な河川環境の保全を進める必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	騒音・振動対策	部課名 担当者名	環境清掃部環境課 竹澤	課長名 内線	山本 485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	騒音・振動対策費(28-01-08-01)				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠 法令等	環境基本法、騒音基本法、振動規制法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	区民の生活環境を守るため、自動車騒音の常時監視を継続的に行い、環境基準の達成状況を面的・長期的に把握する。また、道路及び鉄道（新幹線・在来線）の騒音・振動及び交通量の実態を把握する。				
対象者等	区民				
内容	<p>1 自動車騒音の常時監視 区内主要幹線道路の基準点などにおいて調査を実施し、実態を把握するとともに調査結果を国に報告する。 調査項目：騒音、交通量、沿道の状況、後背地の状況 調査地点：平成21年度 日光街道(南千住5丁目)、言問大谷田線(南千住3丁目)の2地点 平成22年度 尾久橋通り(東尾久1丁目)、明治通り(荒川3丁目)の2地点 平成23年度 道灌山通り(西日暮里1丁目)、コツ通り(南千住2丁目)の2地点 平成24年度 尾竹橋通り(東日暮里4丁目)、小台通り(西尾久1丁目)の2地点 平成25年度 尾竹橋通り(町屋8丁目)、尾久橋通り(東日暮里5丁目)の2地点(予定) 調査時間：騒音及び交通量は24時間</p> <p>2 道路交通騒音・振動調査 調査項目：騒音、振動、交通量 調査地点：日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り(2地点)、日暮里中央通り、旭電化通りの計7地点。 平成24年度の調査では、日光街道(南千住1丁目)の夜間で要請限度を超え、日光街道(南千住1丁目)の昼間、尾久橋通り(東尾久5丁目)の夜間、日暮里中央通り(東日暮里6丁目)の昼間、旭電化通り(東尾久6丁目)昼・夜間で環境基準を超えた。</p> <p>3 必要に応じて、在来線鉄道騒音調査を行う。</p>				
経過	<p>自動車騒音の常時監視 平成15年4月に都から特別区に移譲された法定受託事務である。</p> <p>道路交通騒音・振動調査 以前は5地点で実施していたが、平成元年度から7地点で調査を行っている。</p> <p>新幹線鉄道騒音調査 昭和60・61年度、平成2・5・8・11・14・17・20年度に実施した。 (平成20年度を最後に調査は行っていない。)</p> <p>その他調査 京成線高架部分の大規模改修工事に係る調査として、平成16・21・22年度に京成線鉄道騒音調査を実施した。</p>				
必要性	区民の生活環境を守るため、継続的な調査が必要である。				
実施方法	<p>(二一委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>自動車騒音常時監視 全部委託 委託料(予算額) 700千円</p> <p>道路交通騒音・振動調査 新幹線鉄道騒音調査 その他調査 直営</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	2,204	1,600	1,148	1,075	593	682	690	
決算額(25年度は見込み)	1,203	1,600	1,047	612	538	628	690	
人件費等	5,185	6,147	3,909	4,901	5,354	2,719		
減価償却費				2,324	2,177	1,388		
【事務分担量】(%)	75	90	75	63	70	43		
合計(+ +)	6,388	7,747	4,956	7,837	8,069	4,735	690	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	6,388	7,747	4,956	7,837	8,069		690	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	自動車騒音の常時監視	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	道路交通騒音・振動調査	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	新幹線鉄道騒音調査		実施					

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	自動車騒音振動調査	9	自動車騒音振動調査	9	自動車騒音振動調査	9
	一般需用費	消耗品購入	14	消耗品購入	0	消耗品購入	0
		物品修繕	11	物品修繕	11	物品修繕	60
	委託料	自動車騒音常時監視	504	自動車騒音常時監視	493	自動車騒音常時監視	571
					振動計等点検	115	騒音計点検

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指	道路交通騒音環境基準達成状況	昼:3/7 夜:1/7	昼:4/7 夜:3/7	昼:4/7 夜:4/7		昼:7/7 夜:7/7	分子：達成地点数 分母：調査地点数（7地点）
標	自動車騒音常時監視環境基準達成率	昼100 夜96.1	昼100 夜98.3	昼100 夜99.9		昼:100 夜:100	評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合（単位：%）

（問題点・課題 指標点分析）	・毎年実施している、道路交通騒音振動調査の結果を、広く区民へ周知し関心を深めることで、公害問題に対する意識を高めていく。
他区の実況	（実施区 未実施区） 自動車騒音の常時監視 実施 22区 道路交通騒音・振動調査 実施 22区 鉄道騒音・振動調査 実施 10区 未実施 12区 荒川区は未実施

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
調査結果を区民に分かりやすく、興味を引くように情報提供をする。	引き続き、関心や興味を引く情報提供の方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	基礎資料として必要なため、継続していく。

議 会 要 旨 （ ）	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特殊有害物質処分	部課名	環境清掃部環境課	課長名	山本
		担当者名	竹澤	内線	485
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特殊有害物質処分費(28-01-09-01)				
事務事業の種類	新規事業	(25年度 24年度)	建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
終期設定	有	無	28年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	地球環境を守るまちの実現[07]			
	施策	地域の健康と安全の確保[07-02]			
目的	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管、処分等について、確実かつ適正な処理をおこない、区民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。				
対象者等	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物				
内容	<p>PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること、並びにわが国においてPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、PCB廃棄物の保管、処分等について、特別措置法による規制が行われた。</p> <p>（特別措置法の概略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の処理計画の策定 ・PCB廃棄物を保管している事業者の保管・処分状況の届出 ・法施行日（平成13年7月15日）から起算して15年以内に処分（処理期限 平成28年7月14日） <p>これにより、区のPCB廃棄物の処分は、平成18年度に一括処理を予定していたが、処理施設の事故等により処理予定が変更され、平成19年度、平成20年度にそれぞれ1/2の処理を計画したが、平成19年度についても処分事業者から受入が困難であることが報告された。その後、平成20、21年度に高圧コンデンサをそれぞれ17台ずつ処分。平成22年度に高圧コンデンサ2台を処分し、荒川区で保管していた高圧コンデンサに関しては、全て処分が完了した。</p>				
経過	<p>平成18年度 処理施設の事故等により処分委託できず</p> <p>平成19年度 処理施設の事故等の影響により処分委託できず</p> <p>平成20年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成21年度 高圧コンデンサ17台を処分</p> <p>平成22年度 高圧コンデンサ2台を処分</p> <p>平成23年度 微量PCB廃棄物が5台、新たに発見された</p> <p>平成24年度 区施設で使用中のトランス絶縁油のPCB濃度を分析</p>				
必要性	PCBが難分解性であり、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることから、速やかに処分することが必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>日本安全事業(株)（100%政府出資）に処分を委託する。微量PCB汚染廃棄物（PCB濃度0.5mg/Kg以下）は、国が認定した産業廃棄物焼却施設等で処理をしなければならない。平成25年4月現在、荒川区の微量PCB汚染廃棄物を処理可能な施設はないが、今後、認定施設ができ次第、処理を行う。</p>				

		（単位：千円）							
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		予算額	21,600	12,000	10,096	4,730	174	931	1,368
	決算額（25年度は見込み）	0	9,378	9,458	1,159	100	931	1,368	
	人件費等	0	2,965	4,724	1,918	2,541	2,313		
	減価償却費				1,453	933	904		
	【事務分担量】（%）	0	35	70	22	30	28		
	合計（+ +）	0	12,343	14,182	4,530	3,574	4,531	1,368	
実績の推移	国（特定財源）								
	都（特定財源）								
	その他（特定財源）								
	一般財源	21,600	12,343	14,182	4,530	3,574	931	1,368	
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	高濃度PCB廃棄物処分件数	0	17	17	2	0	0		

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費					運搬費	403
	委託料	PCB漏洩防止処理委託	100	区施設PCB定量分析	931	区施設PCB定量分析	879
						トランス等PCB定量分析	86

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	PCB廃棄物の区保管量（kg）	7,829	7,793	7,793	7,793	0	PCB廃棄物の保管全量を、全て処分する。

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定器の処分方法が確立されていないため、当分の間適切に保管しなければならない。 ・ 微量PCB汚染廃棄物は13台あるが、現在認定処分施設がないため、しばらく保管しなければならない。
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>微量PCB廃棄物の処分事業者は数社存在するが、愛媛県や富山県などすべて遠方であり。多額の運搬費がかかるため、処分を依頼するのは現実的でない。現在は関東近郊に処分業者ができるのを待っている状況である。他区も同様の状況である。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
微量PCB廃棄物及び安定器の処分時期が未確定のため、適切に保管されているか定期的に保管状況を確認する。	適切に保管されているか、引き続き保管状況を確認する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	PCBの特別措置法に基づき、適切に処理する。

議会（要旨）質問状況	
------------	--